			八　三時間以上　十七万八千円（中小企業事業主にあつては、二十三万七千円）

第十七条の七の二　法第六十三条第一項第三号に掲げる事業は、第百二十九条に規定するもののほか、令和五年度までの間、令和二年一月二十四日以後に離職した求職者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能の習得に資すると認められる講習を実施する学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校に対して、当該講習に要する経費の一部の補助を行う事業とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（人材開発支援助成金に関する暫定措置）

第三十四条　第百二十五条の人材開発支援助成金として、同条に規定するもののほか、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、人への投資促進コース助成金を支給するものとする。ただし、当該期間、同条第二項第一号ニ⑵及び⑶並びに同項第二号チ⑵及び⑶の規定に基づく同項の人材育成支援コース助成金は、支給しない。

2　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　次のいずれにも該当する事業主であること。

⑴　当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成した事業内職業能力開発計画をその雇用する労働者に周知させる事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき職業訓練実施計画を作成し、かつ、その雇用する被保険者に周知させるものであること。

⑵　職業訓練実施計画に基づき、その雇用する被保険者に受けさせる計画的な定額制の職業訓練等（職務に関連した専門的な知識若しくは技能を追加して習得させることを内容とする職業訓練等又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させることを内容と

第三十二条の二　削除

			（新設）

第十七条の七の二　法第六十三条第一項第三号に掲げる事業は、第百二十九条に規定するもののほか、次のとおりとする。

一　令和四年度までの間、三十五歳以上五十五歳未満の安定した職業に就いていない者に対して、期間の定めのない労働契約による就職を図るため、教育訓練、実習等を行う事業主、事業主団体等に委託して実施すること。

二　令和四年度までの間、令和二年一月二十四日以後に離職した求職者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能の習得に資すると認められる講習を学校教育法第一条に規定する大学若しくは高等専門学校又は同法第百二十四条に規定する専修学校に委託して実施すること。

三　令和四年度までの間、令和二年一月二十四日以後に離職した求職者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能の習得に資すると認められる講習を実施する学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校に対して、当該講習に要する経費の一部の補助を行うこと。

（法附則第十四条の二第二項及び第十四条の四第二項の厚生労働省令で定めるもの）

第三十二条の二　法附則第十四条の二第二項及び第十四条の四第二項の厚生労働省令で定めるものは、附則第十七条の二の五第一項に規定する新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金とする。

（人材開発支援助成金に関する暫定措置）

第三十四条　第百二十五条の人材開発支援助成金として、同条に規定するもののほか、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、人への投資促進コース助成金を支給するものとする。ただし、当該期間、同条第二項第一号ニ⑵及び⑶並びに同項第二号ニ⑵及び⑶の規定に基づく同項の人材開発支援コース助成金は、支給しない。

2　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　第百二十五条第二項第一号イ⑴(i)、(iii)及び(v)から(vii)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。

（新設）

⑴　年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する被保険者に受けさせる計画的な定額制の職業訓練等（専門的な知識若しくは技能を追加して習得させることを内容とする職業訓練等又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させることを内容とする職業訓